

議案第五号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年二月二十二日

三朝町長 安田真一郎

平成二年貳月貳拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二(イ)四級及び五級の項中「、教育次長補佐」を削り、同表六級の項中「教育次長」を「図書館長」に改め、「、教育次長補佐」を削り、同表七級及び八級の項中「教育次長」を「図書館長」に改める。

附 則

この条例は、平成二年三月一日から施行する。